



組織犯罪対策の 推進

第2章



第1節

暴力団対策

① 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場への進出を図るなどし、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共工事に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を多数取行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街におけるけん銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

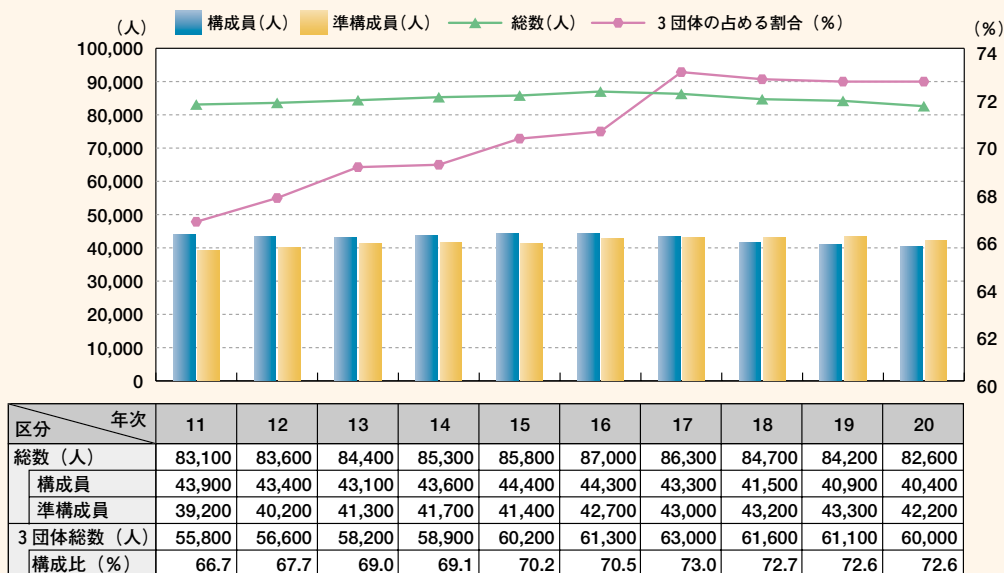
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用、暴力排除活動及び暴力団犯罪の被害者支援を強力に推進している。

(1) 暴力団構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員^(注1)（以下「暴力団構成員等」という。）の推移は、図2-1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、20年中は、19年に引き続き減少した。

20年中の山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は、前年より減少したが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員等の数は総数の46.0%^(注2)を占めており、依然として一極集中の状態が続いている。

図 2-1 暴力団構成員等の推移（平成11～20年）



注：構成比＝3 団体総数÷総数×100

注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

2：山口組の暴力団構成員の数は、すべての暴力団構成員の数の50.0%を占める。

(2) 暴力団の解散・壊滅

平成20年中に解散・壊滅した暴力団の数は187組織、所属する暴力団構成員の数は約1,110人であり、このうち山口組、住吉会及び稲川会の3団体の傘下組織の数は158組織（84.5%）、所属する暴力団構成員の数は約947人（85.3%）である。

(3) 暴力団の指定

平成21年5月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき22団体が指定暴力団として指定されており、20年中は、新たに九州誠道会が指定を受けたほか、5団体^(注)が6回目の指定を受けた。

表 2-1 指定暴力団の指定の状況（平成21年5月1日現在）

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限（指定回数）	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年（6回）	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	角田 吉男	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年（6回）	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年（6回）	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年（6回）	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年（6回）	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年（6回）	
7	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年（6回）	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輔	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年（6回）	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年（6回）	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年（6回）	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成22年（6回）	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	小林 哲治	4県	約790人	平成4年12月14日	平成22年（6回）	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約70人	平成4年12月16日	平成22年（6回）	
14	双愛会	千葉県市原市洞井戸1343-8	塩島 正則	2県	約270人	平成4年12月24日	平成22年（6回）	
15	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成23年（6回）	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約190人	平成5年3月4日	平成23年（6回）	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-7-15	金 在鶴	1府1県	約120人	平成5年5月26日	平成23年（6回）	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,200人	平成5年7月21日	平成23年（6回）	
19	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約160人	平成5年8月4日	平成23年（6回）	
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,200人	平成6年2月10日	平成24年（6回）	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約330人	平成12年2月10日	平成24年（4回）	
22	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	5県	約350人	平成20年2月28日	平成23年（1回）	

注1：「勢力範囲」及び「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」及び「代紋」は、平成21年5月1日現在のものを示している。

2：石川一家（平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定）は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。

3：二代目大日本平和会（平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定）は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。

4：三代目山野会（平成10年12月21日熊本県公安委員会指定）は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

5：極東桜井^{そら}総家連合会（平成5年7月8日静岡県公安委員会指定）は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。

6：^{こくさい}國祥会（平成6年5月13日東京都公安委員会指定）は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。

7：中野会（平成11年7月1日大阪府公安委員会指定）は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。

8：平成20年末における全暴力団構成員数（40,400人）に占める指定暴力団構成員数（38,700人）の比率は95.8%である。

注：三代目^{きょう}俠道会、太州会、七代目酒梅組、極東会及び東組

2

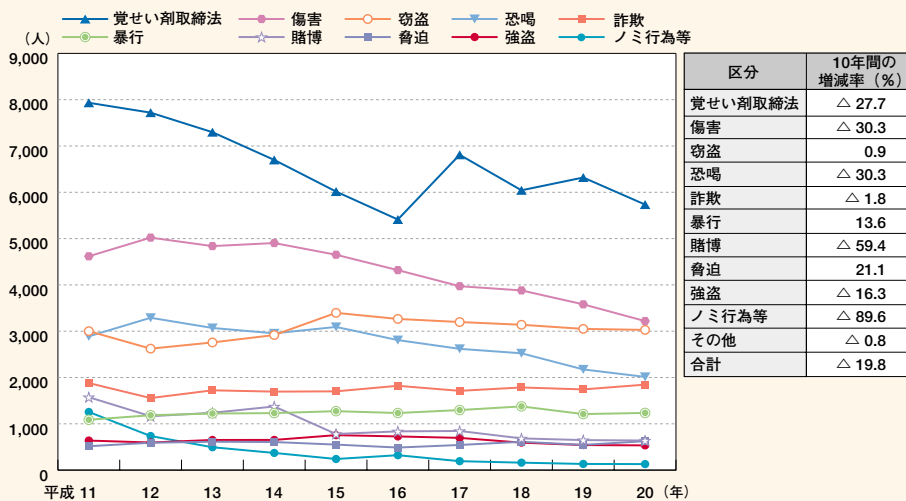
暴力団犯罪の取締り

(1) 検挙状況

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、図2-2のとおりである。

平成11年以降、検挙人員の多い罪種は、覚せい剤取締法違反、傷害、窃盗、恐喝及び詐欺の5つの罪種であり、これに変化はないが、賭博及び公営競技関係4法^(注)違反（ノミ行為等）の検挙人員が激減し、主要罪種別検挙人員に占める割合も大きく減少しており、暴力団が資金獲得の手段を変化させている状況がうかがわれる。

図 2-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成11～20年）



(2) 資金獲得犯罪

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析し、違法行為の取締りや暴力排除活動を推進することにより、暴力団の資金源の遮断に努めている。

① 伝統的資金獲得犯罪

近年、暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等のいわゆる伝統的資金獲得犯罪による検挙人員の占める割合は、低下する傾向にある。

表 2-2 暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	暴力団構成員等の総検挙人員 (人)		32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員 (人)		13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517
	覚せい剤	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735
	恐喝	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013
	賭博	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639
	ノミ行為等	1,256	736	494	371	240	322	193	161	133	130
	構成比 (%)	42.0	41.6	39.1	37.0	33.2	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団構成員等の総検挙人員×100

注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法

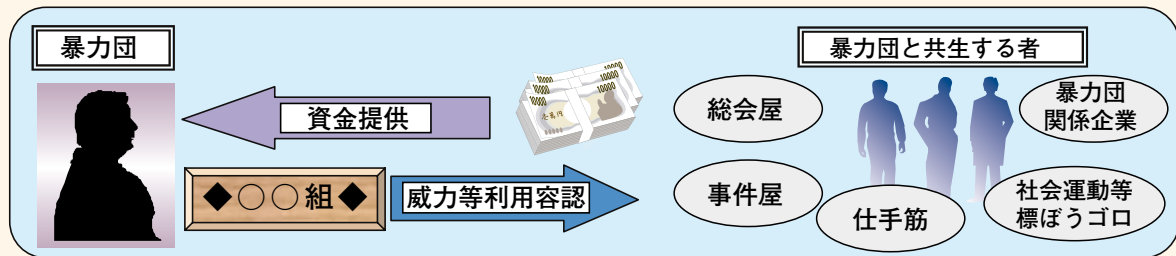
② 暴力団と共生する者の存在と各種活動を利用した資金獲得犯罪

近年、暴力団に資金を提供するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループの存在がうかがわれる。これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図っており、いわば暴力団と共生する者となっている。

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団と共生する者と結託するなどして、その威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こすとともに、企業や行政機関を対象とした不当要求、各種公的給付制度の悪用、振り込め詐欺（恐喝）、強盗、窃盗等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

警察では、経済不況下における暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、産業廃棄物処理業、金融業、建設業等や証券取引といった各種の事業活動に進出している暴力団構成員等や暴力団と共生する者による資金獲得犯罪の取締りを推進している。

図 2-3 暴力団と共生する者



事例

山口組傘下組織組長（44）らは、奈良県発注の公共工事の指名競争入札に際し、特定の建設業者に落札させようと企て、平成19年10月から同年11月にかけて、他の指名業者と共謀の上、入札価格を協定した。20年2月、3人を談合罪で逮捕した（奈良）。

（3）対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件

対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移は、表 2-3 のとおりである。平成20年中、対立抗争事件は1事件発生し、これにより3人が死傷した。また、暴力団員等によるけん銃使用事件は32回発生し、これにより13人が死傷した。

表 2-3 対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移（平成11～20年）

区分		年次									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
対立抗争	発生事件数(事件)	11	5	5	7	7	6	6	0	3	1
	発生回数(回)	46	18	81	28	44	31	18	0 [15]	18	6
	うち銃器使用	42 (91.3)	16 (88.9)	71 (87.7)	21 (75.0)	32 (72.7)	19 (61.3)	11 (61.1)	0 [8] ([53.3])	12 (66.7)	3 (50.0)
	死者数(人)	3	1	4	2	7	4	2	0	8	3
	負傷者数(人)	12	9	15	14	15	12	4	0 [6]	8	0
銃器発砲	発砲事件数(事件)	133	92	178	112	104	85	51	36	41	32
	死者数(人)	22	17	24	18	28	15	7	2	12	8
	負傷者数(人)	20	24	20	20	27	12	6	8	7	5

注1：（ ）内は、銃器使用率を示す。

2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

3：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

4：平成18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、[]内に計上した。

3

暴力団対策法の運用

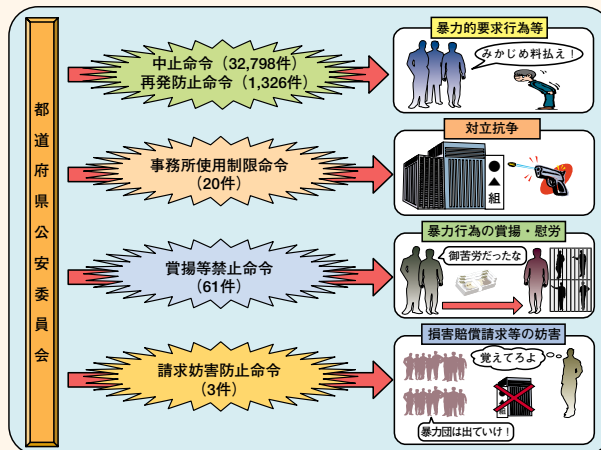
指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は、中止命令等を発出することができる。

都道府県公安委員会が最近5年間に発出した中止命令等の発出件数は、表2-4のとおりである。

事例

平成20年9月、16の都道府県公安委員会は、同年8月に施行された改正暴力団対策法の規定に基づく賞揚等禁止仮命令を指定暴力団の代表者等34人に対して一斉に発出した。

図 2-4 暴力団対策法に基づく命令の概要



注：()内は、暴力団対策法施行以降平成20年末までの発出件数を示す。

表 2-4 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20	
	合計(件)	2,717 (161)	2,668 (112)	2,488 (128)	2,427 (110)	2,270 (86)	
形態別	第9条						
	不当贈与要求行為	795 (16)	798 (19)	792 (36)	764 (25)	796 (20)	
	不当下請等要求行為	34 (2)	36 (3)	21	62 (2)	16	
	みかじめ料要求行為	284 (21)	253 (17)	237 (24)	223 (16)	170 (14)	
	用心棒料等要求行為	415 (53)	391 (49)	356 (23)	369 (30)	407 (28)	
	高利債権取立等行為	28 (4)	32	24	35	43 (2)	
	不当債権取立行為	17 (2)	35	25	19	15 (1)	
	不当債務免除要求行為	110 (4)	89 (1)	93 (2)	86	72 (1)	
	不当貸付等要求行為	33 (1)	27	17 (1)	16 (1)	14 (1)	
	競売等妨害行為	0	0	1	0	0	
	不当示談介入行為	10	1	1	2	1	
	因縁をつけての金品等要求行為	35	52	38 (2)	24	25 (1)	
	その他	2	5	13	4	7	
	第10条	暴力的要求行為の要求 暴力的要求行為の現場立会援助行為	385 (5)	347 (1)	273 (0)	247 (1)	255 (0)
	第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(11)	(1)	(1)	(1)	(0)
	第12条の3	準暴力的要求行為の要求等	(0)	(1)	(4)	(0)	(1)
第12条の5	準暴力的要求行為	5 (1)	22	1 (1)	2 (1)	1	
第15条	暴力団事務所の使用制限命令	0	1	0	0	0	
第16条	少年に対する加入強要・脱退妨害 威迫による加入強要・脱退妨害 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	77 (6) 408 (29) 40 (2)	37 (1) 454 (19) 53	63 (1) 449 (33) 44	68 (9) 422 (24) 50	23 (2) 366 (15) 34	
第17条	加入の強要の命令等	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	
第20条	指詰め等の強要等	27	32	31	19	20	
第24条	少年に対する入れ墨の強要等	4	0	1	3	2	
第29条	事務所等における禁止行為	7	4	8	12	3	
団体別	六代目山口組	1,119 (80)	1,137 (34)	1,152 (52)	1,192 (43)	918 (25)	
	福川会	406 (29)	417 (32)	377 (41)	341 (25)	372 (29)	
	住吉会	336 (15)	331 (19)	333 (9)	319 (14)	361 (9)	
	四代目工藤會	9 (1)	19	23 (2)	17 (2)	12 (1)	
	三代目旭琉会	28	15	15	10 (2)	15 (1)	
	沖繩旭琉会	29 (1)	23	18 (3)	27 (1)	22	
	六代目津小鉄会	36 (2)	25 (3)	34 (4)	10 (2)	4	
	五代目共政会	5	9	8	8	8	
	六代目合田一家	14 (3)	7 (1)	7 (1)	8 (1)	6 (1)	
	四代目小桜一家	1	0	1	0	2	
	三代目浅野組	4	3	5	1	2	
	道仁会	74 (5)	91 (7)	80 (6)	62 (7)	77 (5)	
	二代目親和会	7	2	5	2	2	
	双愛会	26 (3)	37 (6)	20 (4)	38 (6)	17 (1)	
	三代目伏道会	6	2	4	2 (1)	7	
	太州会	10	8	8	22 (1)	16 (2)	
	七代目酒梅組	4	0	0	3	1	
	極東会	50 (6)	50 (1)	47 (1)	28 (1)	41 (3)	
	東組	44 (2)	13 (1)	17	18	24	
	松葉会	114 (7)	73 (6)	66 (3)	68 (2)	81 (7)	
	三代目福博会	22	6	11 (1)	11	17 (1)	
九州誠道会	—	—	—	—	13 (1)		

注1：数字は、中止命令の件数であり、()内は再発防止命令の外数である。
注2：団体名は、平成21年3月31日現在のものである。

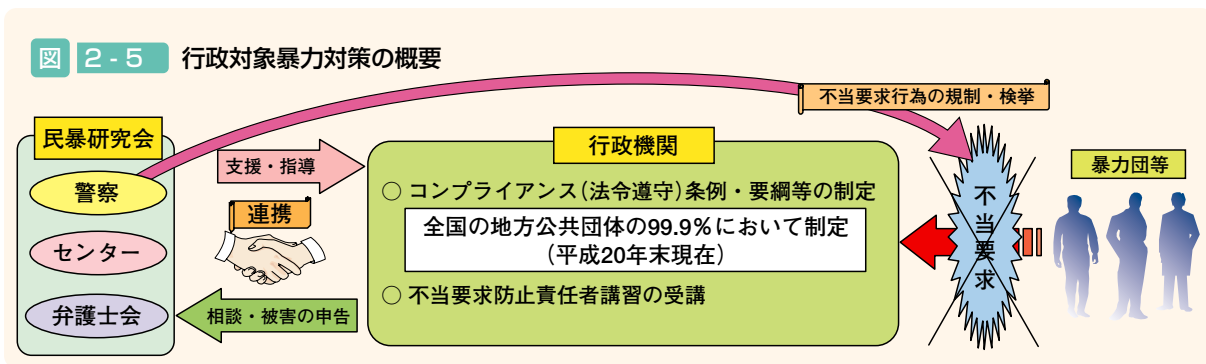
4 民事介入暴力対策と暴力排除活動

警察では、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、民事介入暴力対策に関する研究会（民暴研究会）を組織して、行政対象暴力に関する情報交換をしたり、民事訴訟支援を実施したりするなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。

(1) 行政対象暴力対策の推進

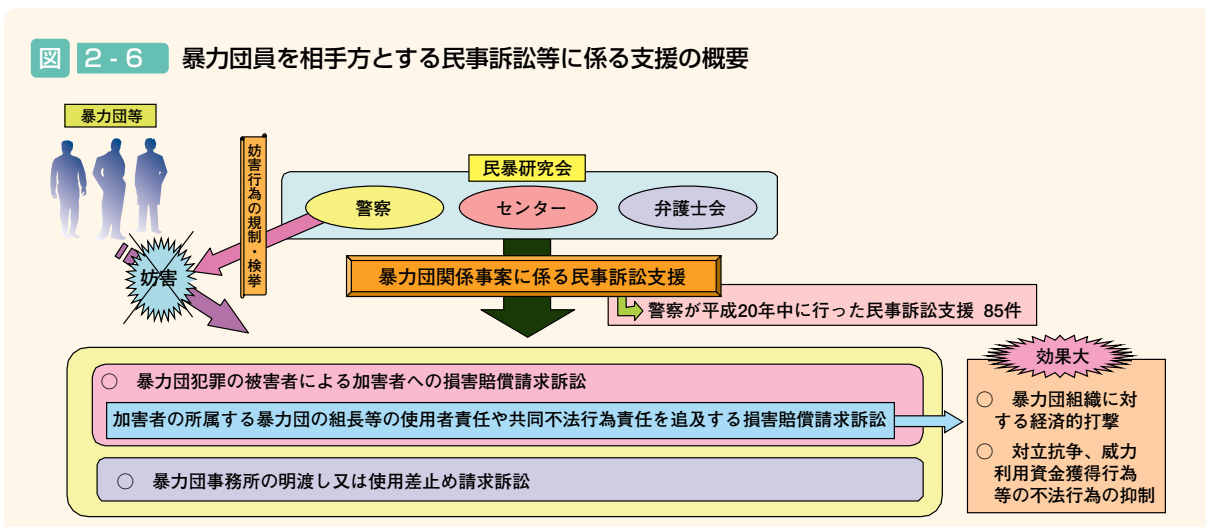
暴力団を始めとする反社会的勢力が、不正な利益を得る目的で、行政機関やその職員を対象として違法又は不当な行為を行っている実態が明らかになっている。

警察では、センター及び弁護士会と連携し、地方公共団体に対し、暴力団等の不当要求等への組織的な対応を規定するコンプライアンス（法令遵守）条例・要綱等の制定に関する支援・指導、不当要求防止責任者講習の実施等を通じて、反社会的勢力による行政対象暴力を排除する対策を推進している。



(2) 暴力団員を相手方とする民事訴訟等に係る支援

警察では、センター、弁護士会等と連携し、暴力団犯罪の被害者が加害者に対して提起した損害賠償請求訴訟等について、情報提供、身辺警護等の必要な支援を行っている。

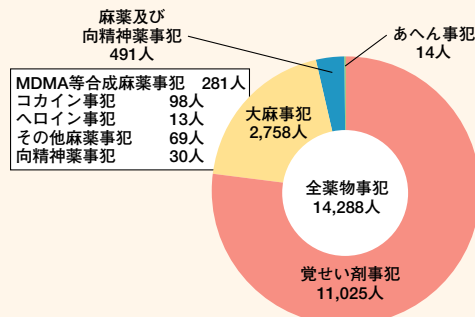


第2節 薬物銃器対策

① 薬物情勢

平成20年中の薬物事犯の検挙人員は1万4,288人と、前年より502人（3.4%）減少したが、覚せい剤の押収量が前年より増加しているほか、大麻事犯の検挙人員は過去最多を記録するなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

図 2-7 薬物事犯の検挙人員（平成20年）



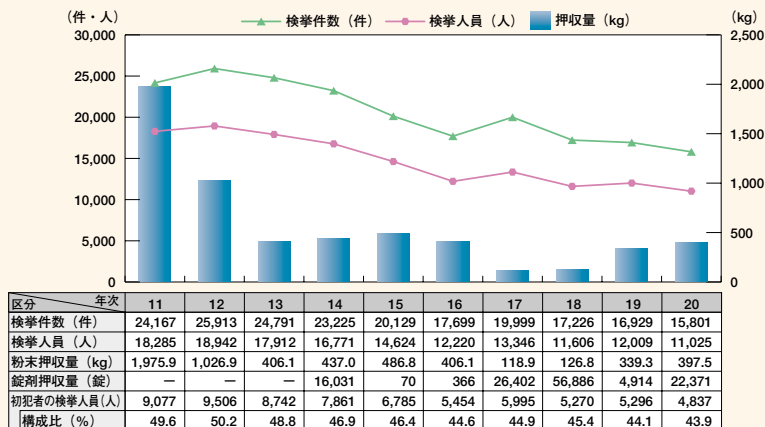
(1) 覚せい剤情勢

平成20年中の覚せい剤事犯の検挙人員^(注1)は、前年より減少したものの、依然として全薬物事犯の検挙人員の大半を占めている。また、粉末押収量及び錠剤押収量は、前年より増加した。

<20年中の覚せい剤事犯の特徴>

- ・ 検挙人員の過半数が再犯者
- ・ 検挙人員の過半数が暴力団構成員等
- ・ イラン人の検挙人員、特に営利犯^(注2)が増加

図 2-8 覚せい剤事犯の検挙状況の推移（平成11～20年）



注1：構成比＝初犯者の検挙人員÷検挙人員×100
 注2：検挙件数及び検挙人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数及び検挙人員を含む。
 注3：粉末押収量には、錠剤型覚せい剤は含まない。

事例

覚せい剤密輸の日本人ブローカー（40）ら2人は、20年11月、シエラレオネ船籍の貨物船において、同船のインドネシア人船長（49）ら12人から、密売目的で覚せい剤約298キログラムを譲り受けようとしたことから、同人ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲受け未遂）で、同船長ら12人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で、それぞれ逮捕するとともに、覚せい剤約298キログラムを押収した（福岡、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、岡山、鹿児島）。

注1：覚せい剤事犯に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員を含む。

2：営利目的所持及び営利目的譲渡

(2) 各種薬物事犯情勢

① 各種薬物事犯

最近5年間の大麻事犯、MDMA^(注1)等合成麻薬事犯等の各種薬物事犯（シンナー等の有機溶剤事犯を除く。）の検挙人員及び押収量は、表2-5のとおりである。

<平成20年中の大麻事犯の特徴>

- ・ 検挙人員が大幅に増加
- ・ 検挙人員の62.7%が少年及び20歳代の若年層
- ・ 検挙人員の85.5%が初犯者

<20年中のMDMA等合成麻薬事犯の特徴>

- ・ 押収量が減少
- ・ 検挙人員の62.6%が少年及び20歳代の若年層
- ・ 検挙人員の89.7%が初犯者



栽培されていた大麻

表 2-5 各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成16～20年）

区分		年次		16	17	18	19	20
		検挙人員（人）	押収量（kg）					
大麻事犯		検挙人員（人）		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758
		押収量（kg）	乾燥大麻	606.6	643.1	225.8	437.8	375.1
			大麻樹脂	294.5	230.5	96.7	20.1	33.1
麻薬及び 向精神薬 事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員（人）		417	403	370	296	281
		押収量（錠）		469,126	571,522	186,226	1,233,883	217,172
	コカイン	検挙人員（人）		76	36	72	99	98
		押収量（kg）		85.4	2.9	9.8	18.5	5.5
	ヘロイン	検挙人員（人）		13	21	22	13	13
		押収量（kg）		0.03	0.1	2.3	1.8	1.0
	向精神薬 （鎮静剤）	検挙人員（人）		24	11	19	17	20
		押収量（錠）		7,580	15,010	15,592	11,333	45,034
	向精神薬 （興奮剤）	検挙人員（人）		5	4	2	2	10
		押収量（錠）		3	4,277	1,719	1,739	2,997
あへん事犯		検挙人員（人）		59	12	27	41	14
		押収量（kg）		1.7	1.0	17.2	19.4	6.6

② シンナー等の有機溶剤事犯

最近5年間のシンナー等有機溶剤事犯の検挙（補導を含む。）人員は減少傾向にあり、その推移は、表2-6のとおりである。

<20年中の特徴>

- ・ 検挙人員（摂取、吸入及び摂取・吸入目的所持）の33.5%が少年
- ・ 検挙人員（知情販売^(注2)）の62.3%が少年

表 2-6 有機溶剤事犯の検挙人員の推移（平成16～20年）

区分		年次		16	17	18	19	20
摂取、吸入及び摂取・吸入目的所持（人）				4,057	2,783	2,142	1,802	1,428
知情販売				396	269	196	184	106

注1：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

注2：乱用する目的で購入すると知った上での販売

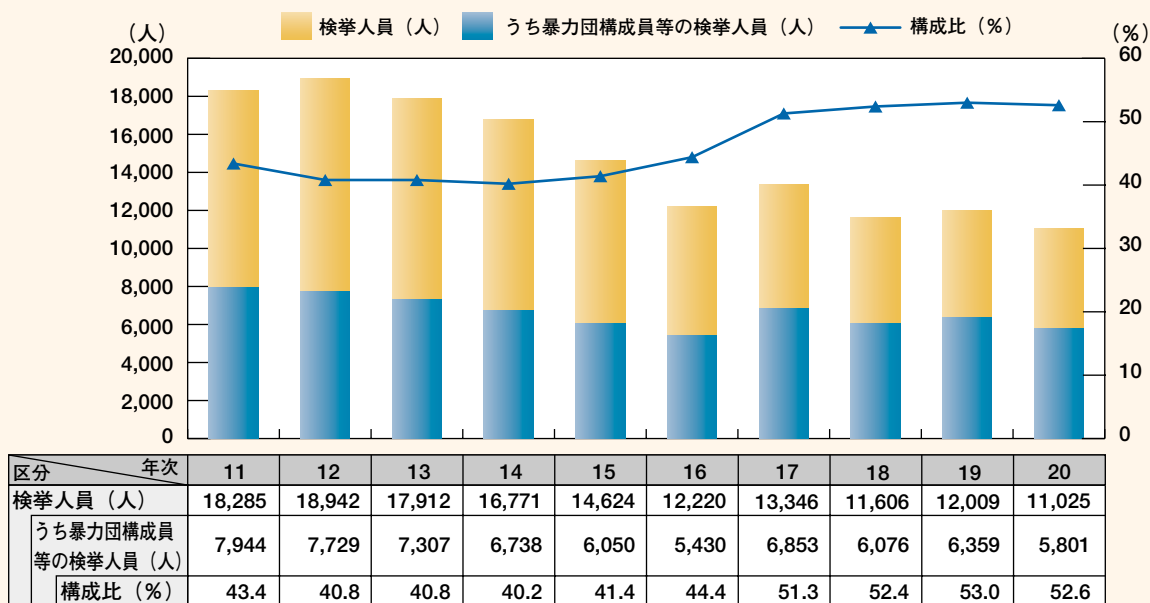
(3) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成20年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員は5,801人と、前年より558人(8.8%)減少したものの、覚せい剤事犯の全検挙人員の52.6%を占めていることから、依然として覚せい剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は856人と、前年より192人(28.9%)増加し、全検挙人員の31.0%を占め、MDMA等合成麻薬事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は84人と、前年より18人(17.6%)減少しているものの、全検挙人員の29.9%を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

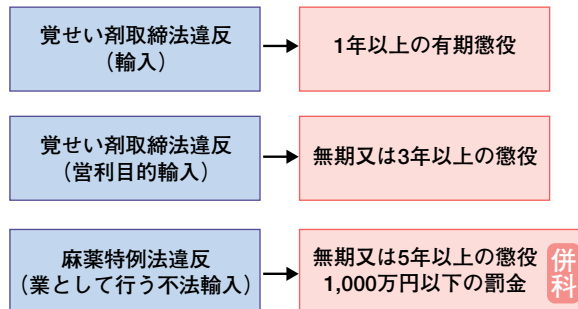
図 2-9 暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員の推移(平成11~20年)



注：構成比＝暴力団構成員等の検挙人員÷検挙人員×100

事例

無職の男(40)は、稲川会傘下組織幹部(36)から覚せい剤密輸の依頼を受け、「闇の職業安定所」と称するウェブサイトを利用し、覚せい剤密輸の実行役として「運び屋」を募集し、18年10月から19年5月にかけて、合計14人を「運び屋」として利用し、合計13回の覚せい剤の密輸を敢行した。20年2月までに、同男及び同幹部のほか、仲介役(36)ら5人及び「運び屋」14人を覚せい剤取締法違反(輸入)等で逮捕(同男については、同年10月、麻薬特例法違反(業として行う不法輸入)に訴因変更)した(千葉、愛知、福岡)。

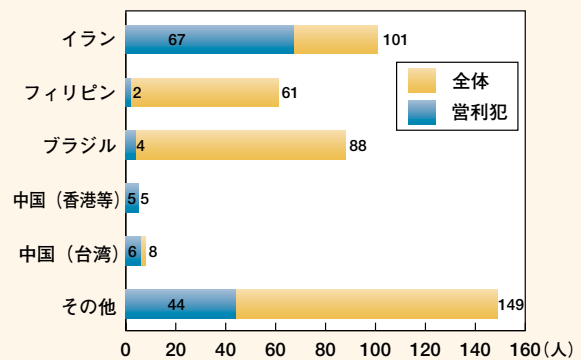


② イラン人薬物密売組織

20年中のイラン人の覚せい剤事犯検挙人員は101人と、前年より16人（18.8%）増加した。このうち、営利犯は66.3%を占め、来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員の中で他の国籍・地域の者と比べると著しく高率であり、依然としてイラン人が覚せい剤の密売に深くかかわっている状況がうかがわれる。

最近では、携帯電話を利用して客に接触場所を指定し、交渉役、代金受領役等の役割分担をするなど巧妙かつ組織的な密売が敢行されている。

図 2-10 来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員に占める営利犯（平成20年）



（4）インターネット利用による薬物密売事犯

平成20年中にインターネットを利用した薬物密売事犯で密売人を検挙した事件は11事件と、前年より6事件（35.3%）減少した。このうち、2事件については、覚せい剤取締法における広告の制限に係る規定を適用した。

密売の主な手口は、インターネット特有の匿名性を悪用したものであり、具体的には、電子掲示板等に「上質の白03G = 1万3,000円～」等と掲載して薬物の購入を勧誘し、これに連絡してきた客から注文を受け、指定した預貯金口座に代金を振り込ませた後、薬物を配送するというものである。

（5）薬物密輸入事犯の現状

平成20年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は199件と、前年より1件（0.5%）減少し、薬物事犯別では、覚せい剤事犯及び大麻事犯が増加した。

我が国で乱用される薬物の大半は、国際的な薬物犯罪組織の関与の下に海外から密輸入されており、航空機を利用して手荷物の中に隠匿するほか、国際郵便・国際宅配便や貨物船を利用して隠匿する方法が用いられている。

<20年中の大量押収事件^(注)での主な仕出地>

- ・ 覚せい剤…中国、マレーシア、香港
- ・ 乾燥大麻…南アフリカ、アメリカ、フランス
- ・ 大麻樹脂…オランダ、インド、ネパール
- ・ MDMA…オランダ、ドイツ、フランス



密輸に利用された貨物船



押収された薬物

注：覚せい剤及び大麻については1キログラム以上、MDMA等合成麻薬（覚せい剤との混合錠剤を含む。）については1,000錠以上押収した事件

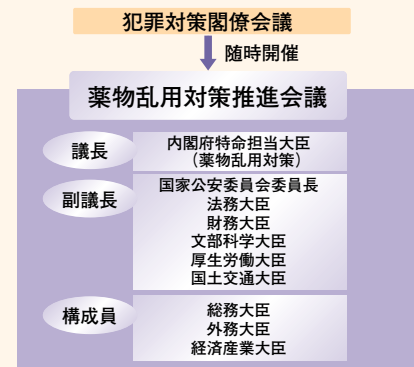
2

総合的な薬物対策

(1) 政府の薬物対策

薬物問題は治安の根幹にかかわる重要な問題であり、政府一体となった対策が必要であることから、内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）を議長とする薬物乱用対策推進会議の下、関係機関^(注1)が連携して取り組んでいる。

図 2-11 薬物乱用対策推進会議



コラム 1 「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の策定 Column

首相を本部長とする薬物乱用対策推進本部^(注2)において、平成10年に「薬物乱用防止五か年戦略」が、15年に「薬物乱用防止新五か年戦略」が、それぞれ策定され、関係機関が諸対策を講じてきた。しかし、若年層による大麻やMDMA等合成麻薬の乱用拡大が懸念される状況にあるなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

このため、20年8月、薬物乱用対策推進本部において、政府を挙げた総合的な対策を講じて薬物乱用の根絶を図ることを目的とした「第三次薬物乱用防止五か年戦略」が策定された。

第三次薬物乱用防止五か年戦略の目標

- 目標1** 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 目標2** 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- 目標3** 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- 目標4** 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

(2) 警察の薬物対策

① 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー^(注3)、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注4)やマネー・ローンダリング行為の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

注1：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び海上保安庁
 2：薬物乱用対策推進本部は、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議の下に統合され、内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）を議長とする薬物乱用対策推進会議となった。
 3：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法
 4：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益の総体が没収・追徴の対象となる。

表 2-7 コントロールド・デリバリーの実施件数の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実施件数（件）		19	29	28	26	63	78	42	29	39	31

表 2-8 麻薬特例法違反（業として行う不法輸入等）事件数の推移（平成11～20年）

区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第5条違反（業として行う不法輸入等）(事件)		18	34	18	43	32	45	47	40	38	52

注：第6条違反及び第7条違反については、133頁参照

② 需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神・身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものである。

薬物の需要の根絶を図るためには、社会全体に、薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが重要である。警察では、末端乱用者の検挙を徹底するとともに、広報啓発活動を行い、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知を図っている。

平成20年度には、19年度に引き続き、薬物の再乱用を防止するため、薬物事犯により検挙され、即決裁判手続により執行猶予となった者に対して、民間団体によるグループ・カウンセリング、薬物検査等を行う「薬物再乱用防止モデル事業」を警視庁において実施した。



薬物乱用防止キャンペーン

表 2-9 薬物常用者による犯罪の検挙人員（平成19、20年）

年次	罪種	刑法犯（人）													特別法犯（人）			
		凶悪犯						粗暴犯						窃盗犯	その他		銃刀法	その他
		殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝	凶器準備集合								
20	809	68	17	39	6	6	146	23	80	5	38	0	404	191	3,403	10	3,393	
19	770	68	19	42	2	5	162	22	90	9	41	0	349	191	3,774	10	3,764	
増減	39	0	△2	△3	4	1	△16	1	△10	△4	△3	0	55	0	△371	0	△371	

注：薬物常用者とは、覚せい剤、麻薬、大麻、あへん若しくは向精神薬を常用している者又はトルエン等の有機溶剤若しくはこれらを含有するシンナー、接着剤等を常習的に乱用している者をいい、中毒症状にあるかどうかを問わない。

③ 国際協力の推進（207頁参照）

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われており、一国だけでは解決できない問題である。主要国首脳会議（サミット）、国際連合等の国際的な枠組みの中でも、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みが進められている。

警察では、捜査員の相互派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等の国際捜査協力のほか、関係国に対する薬物捜査に関する技術協力を推進している。

具体的には、20年9月から10月にかけて、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催で、アジア、中南米等の13か国から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための薬物犯罪取締セミナーを開催した。また、21年2月には、29か国、2地域、2国際機関の参加（オブザーバーを含む。）を得て、第14回アジア・太平洋薬物取締会議を千葉県で開催し、薬物の不正取引の現状と対策について討議を行った。



第14回アジア・太平洋薬物取締会議

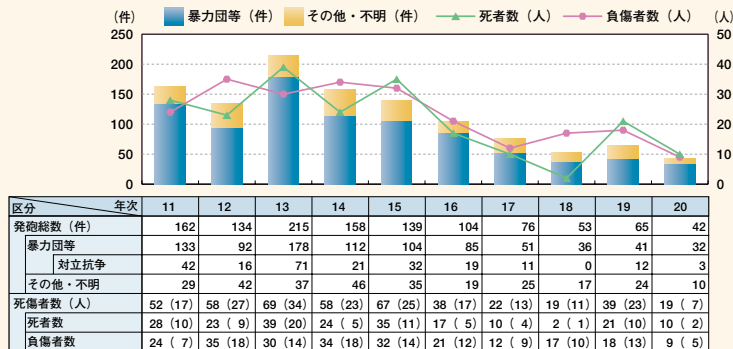
平成20年中の銃器情勢は、銃器発砲事件の発生件数及び銃器を使用した事件^(注)の認知件数が過去最少の水準で推移しているものの、一般国民に被害が及ぶ凶悪事件は後を絶たず、依然として厳しい状況にある。

(1) 銃器発砲事件の発生状況

平成20年中の銃器発砲事件の発生件数は42件、死傷者数は19人と、それぞれ前年より23件(35.4%)、20人(51.3%)減少した。このうち、暴力団等によるとみられるものは32件と、全発砲事件の76.2%を占めている。

地域別の発生状況をみると、九州での発生が全体の31.0%を占めており、4件以上の発生があったのは、福岡県(13件)、東京都(4件)及び茨城県(4件)であった。

図 2-12 銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移(平成11~20年)



注1: 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
 2: 「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
 3: 「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。
 4: () 内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

事例

工藤會傘下組織構成員(40)は、20年7月、路上において、別の工藤會傘下組織の元組長にけん銃を発射し、同人の胸部等に命中させ、殺害した。同日、殺人未遂罪及び銃刀法違反(所持)で現行犯逮捕した(福岡)。

(2) 銃器を使用した事件の認知状況

銃器を使用した事件の認知件数の推移は図2-14のとおりであり、平成17年から減少傾向にある。

図 2-13 都道府県別銃器発砲事件の発生状況(平成20年)

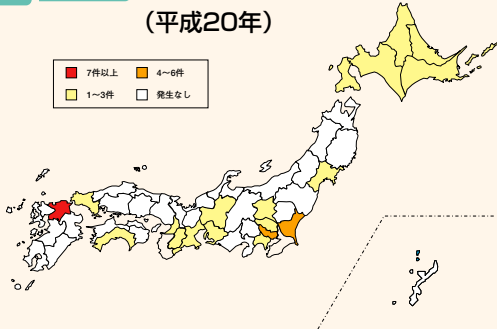
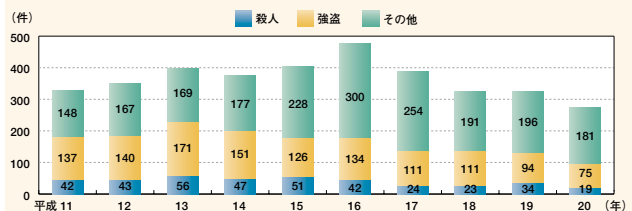


図 2-14 銃器使用事件の認知件数の推移(平成11~20年)



注: 銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定される物をいう。

4 総合的な銃器対策

(1) 銃器の摘発

警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進している。近年、けん銃の押収丁数が減少傾向にあるのは、暴力団等の犯罪組織が隠匿や密輸・密売の方法をますます潜在化・巧妙化させ、押収が困難になっていることによるものと考えられる。

① けん銃の押収状況

けん銃押収丁数の推移は、図2-15のとおりである。平成20年中の暴力団構成員等からの押収丁数は全押収丁数の33.7%を占めており、このうち50.6%が山口組からの押収となっている。

② 武器庫事件の検挙状況

武器庫事件^(注)の検挙状況の推移は、表2-10のとおりである。20年中の検挙件数は5件、押収したけん銃等の数は22丁と、それぞれ前年より7件(58.3%)、62丁(73.8%)減少した。摘発した武器庫は、すべて暴力団が組織的に管理していたものであり、暴力団構成員等の交友者宅や貸倉庫内にけん銃を隠匿するなど、その組織管理の手法は一層巧妙化している。

表 2-10 武器庫事件の検挙状況の推移 (平成11～20年)

区分	年次									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
検挙件数(件)	18	12	19	8	10	11	11	7	12	5
押収丁数(丁)	92	45	105	68	60	49	56	36	84	22
1か所当たりの隠匿丁数(丁)	5.1	3.8	5.5	8.5	6.0	4.5	5.1	5.1	7.0	4.4

③ けん銃等密輸入事件の検挙状況

けん銃等密輸入事件(予備を含む。)の検挙状況の推移は、表2-11のとおりである。20年中に検挙したのは、けん銃密輸入事件1件、けん銃実包密輸入事件1件、けん銃部品密輸入事件1件であった。

表 2-11 けん銃等密輸入事件の検挙状況の推移 (平成11～20年)

区分	年次									
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
検挙件数(件)	15 (10)	6 (5)	2 (1)	5 (3)	13 (8)	4 (3)	3 (2)	6 (2)	6 (3)	3 (1)
検挙人員(人)	21 (15)	18 (17)	5 (3)	7 (5)	17 (10)	5 (4)	5 (4)	14 (8)	7 (4)	3 (1)
押収丁数(丁)	19	114	0	10	13	4	4	12	3	1

注1：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

2：「検挙件数」欄及び「検挙人員」欄の()内は、けん銃密輸入事件(予備を含む。)の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

注：組織管理に係る3丁以上のけん銃を押収した事件

図 2-15 けん銃押収丁数の推移 (平成11～20年)

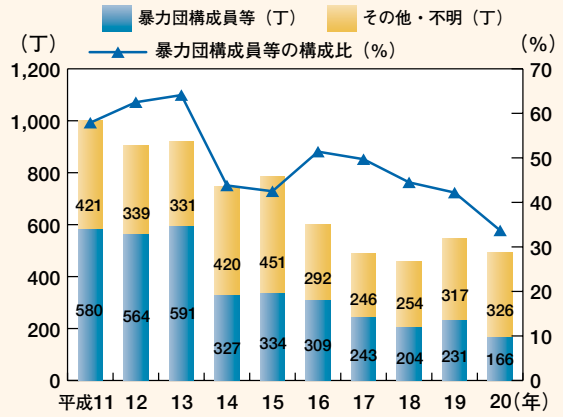
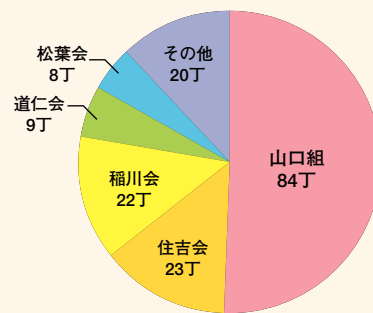
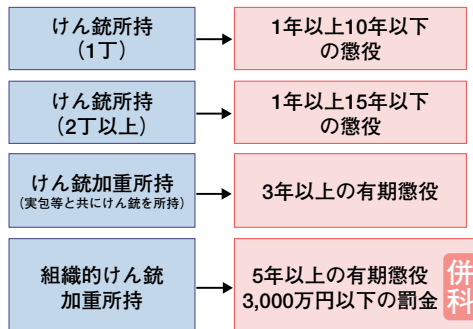


図 2-16 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳 (平成20年)



事例

20年4月、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した山口組傘下組織構成員（26）の使用車両を捜索したところ、トランク内に隠匿されていた紙箱内から、けん銃1丁、これに適合する実包44個等を発見・押収した。その後の捜査の結果、当該けん銃等は同組織幹部（36）らの指示により組織的に保管されていたことが判明し、同年5月、同人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で再逮捕するとともに、同月、同幹部ら3人を、同年6月、同組織会長（36）を、それぞれ同法違反（けん銃加重所持）で逮捕（うち4人については、同年7月、同法違反（組織的けん銃加重所持）に訴因変更）し、同組織を壊滅に追い込んだ（新潟）。



（2）政府を挙げた諸対策の推進

厳しい銃器情勢に対処するため、内閣府特命担当大臣（銃器対策）を議長とする銃器対策推進会議の下、関係機関^{（注1）}が連携して銃器対策に取り組んでいる。平成20年5月、内閣官房長官を本部長とする銃器対策推進本部^{（注2）}において、銃器犯罪のない社会を実現することを目的として、「平成20年度銃器対策推進計画」が策定された。また、19年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された銃器・暴力団犯罪取締り・対策チームにおいて、水際における銃器密輸阻止の合同訓練の積極的な実施が決定されたことを受け、20年11月、沖縄県において、警察、海上保安本部及び税関による銃器密輸入取締り合同訓練を実施した。



銃器密輸入取締り合同訓練

図 2-17 銃器対策推進会議

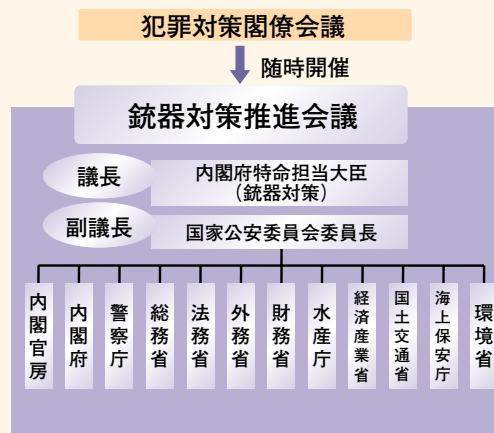


図 2-18 平成20年度銃器対策推進計画の要旨

- 1 銃器摘発体制の強化と取締り関係機関の連携の緊密化
- 2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理
- 3 水際対策の的確な推進
- 4 国内に潜在する銃器の摘発等
- 5 国際協力の推進
- 6 国民の理解と協力の確保

注1：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び環境省

注2：銃器対策推進本部は、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議の下に統合され、内閣府特命担当大臣（銃器対策）を議長とする銃器対策推進会議となった。

(3) 国際的な銃器対策の推進

我が国は、平成14年12月、銃器議定書^(注1)への署名を行った。同議定書を締結することで、国際的に不正取引された銃器の追跡調査が容易になり、国際協力が更に円滑になることが期待される。

また、警察庁では、国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）^(注2)を通じるなどして、外国関係機関と積極的に情報交換を行っているほか、職員を派遣するなどして、外国関係機関との連携の強化に努めている。

(4) 国民の理解と協力の確保

警察では、「銃器犯罪根絶の集い」^(注3)等の催しを開催したり、「ストップ・ガン・キャラバン隊」^(注4)等の民間ボランティア団体と連携した活動を行ったりすることで、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けている。



銃器犯罪根絶の集い

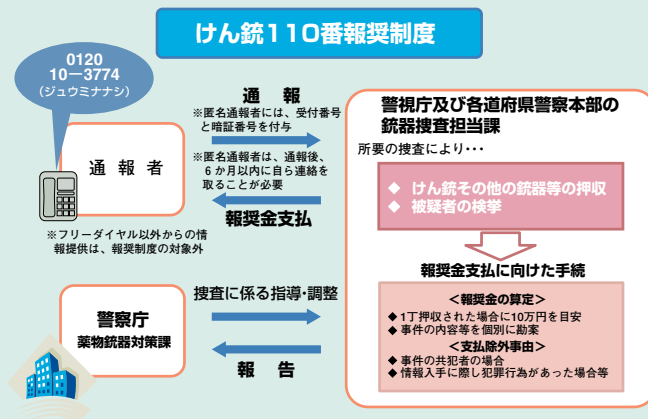


違法銃器根絶キャンペーン

コラム② けん銃110番報奨制度

Column

平成20年5月、けん銃に係る情報収集の困難化を克服するため、広く国民からの情報提供を促すことを目的として、全国統一フリーダイヤル番号を設定し、各都道府県警察で通報を受け付け、提供された情報の内容や捜査への協力の度合いに応じて報奨金を支払う「けん銃110番報奨制度」を導入した。20年中に寄せられた通報は695件であり、その情報を端緒として1丁のけん銃が発見された。



注1：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する三議定書の一つに位置付けられ、銃器、その部品及び弾薬の不正な製造及び取引を犯罪化するとともに、銃器への刻印、記録保管、輸出入管理等に関する制度を確立し、法執行機関間の協力関係を構築するための条約（平成21年5月末現在の署名国は52か国、締約国は79か国）

2：International Criminal Police Organization-Interpol

3：警察庁と都道府県銃器対策本部等が毎年度共催している催し。第1回は平成7年10月に東京都で開催され、20年10月に愛知県で第14回が開催された。

4：銃器犯罪の被害者の遺族や関係者、銃器問題に深い関心をもつ研究者等で構成するボランティア団体。平成9年4月に発足し、催しや会合、ウェブサイト等を通じて、国民に銃器犯罪の悲惨さを訴え、違法銃器を根絶しようとする意識を高めている。

第3節

来日外国人犯罪対策

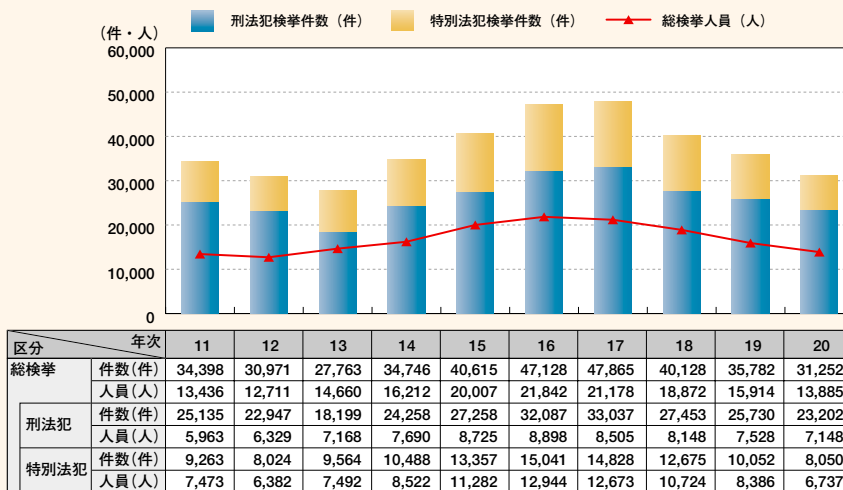
① 来日外国人犯罪の情勢

社会経済の国際化や深刻な不法滞在者問題を背景として、来日外国人犯罪をめぐる情勢は依然として厳しい。こうした中、我が国に流入した外国人が犯罪集団を形成し、また、これらが我が国の暴力団や外国に本拠を置く国際犯罪組織^(注1)と連携して活動する動向がみられ、治安への重大な脅威となっている。

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図2-19のとおりである。平成20年中の総検挙件数及び総検挙人員は前年より減少したものの、依然として高い水準にある^(注2)。

図 2-19 来日外国人犯罪の検挙状況の推移（平成11～20年）



罪種別にみると、窃盗犯及び凶悪犯^(注3)の検挙件数は前年より減少したものの、重要窃盗犯^(注4)の検挙件数は、過去10年間で1.6倍に増加し、中でも侵入盗の検挙件数は過去10年間で1.8倍に増加した。

表 2-12 来日外国人窃盗犯の検挙状況の推移（平成11～20年）

区分		年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
窃盗犯	件数(件)	22,404	19,952	14,823	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137	21,327	19,266	
	人員(人)	3,404	3,803	4,135	4,395	4,555	4,717	4,344	4,205	3,755	3,674	
重要窃盗犯	件数(件)	6,378	7,516	7,654	8,449	10,062	10,206	11,577	11,067	10,496	9,993	
	人員(人)	711	916	946	921	992	790	753	705	621	470	
侵入盗	件数(件)	4,744	6,396	6,147	6,754	8,482	8,396	9,160	8,692	7,874	8,554	
	人員(人)	438	674	688	658	704	565	524	441	408	342	

注1：外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人犯罪組織その他の国際犯罪（外国人に係る犯罪又は国民の外国における犯罪その他の外国に係る犯罪をいう。）を行う多数の集合体

2：来日外国人犯罪が増加し始めた平成2年中の総検挙件数は6,345件、総検挙人員は4,770人であった。

3：殺人、強盗、放火及び強姦

4：侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり

表 2-13 来日外国人凶悪犯の検挙状況の推移（平成11～20年）

年次 区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
件数(件)	267	242	308	323	336	345	315	270	234	177
人員(人)	347	318	403	353	477	421	396	297	259	213

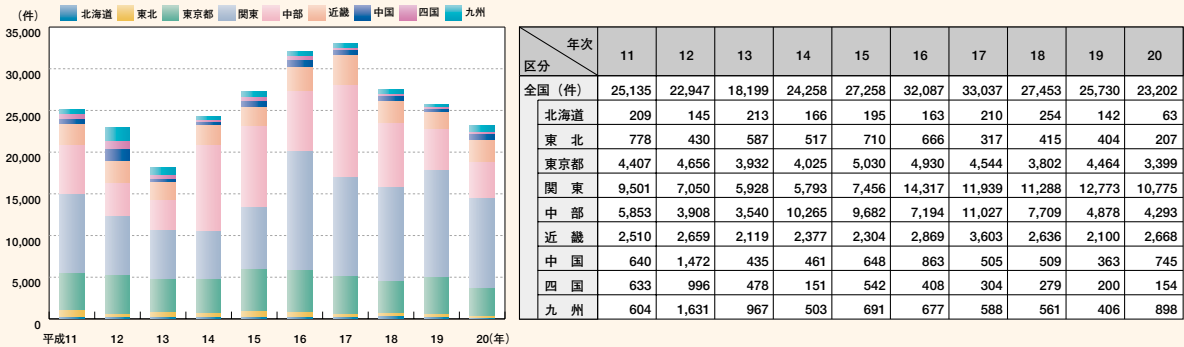
事例

中国人の少年（19）は、20年5月、神戸市内のマンションの一室に侵入し、在宅していた男性の頸部等を刃物様の物で切りつけて殺害した上、キャッシュカードを奪い、ATMから現金を引き出した。同年6月、強盗殺人罪で逮捕した（兵庫）。

(2) 発生地域別検挙状況

平成20年中の来日外国人刑法犯の検挙件数を発生地域別にみると、中国地方及び九州地方では、前年より倍増している。

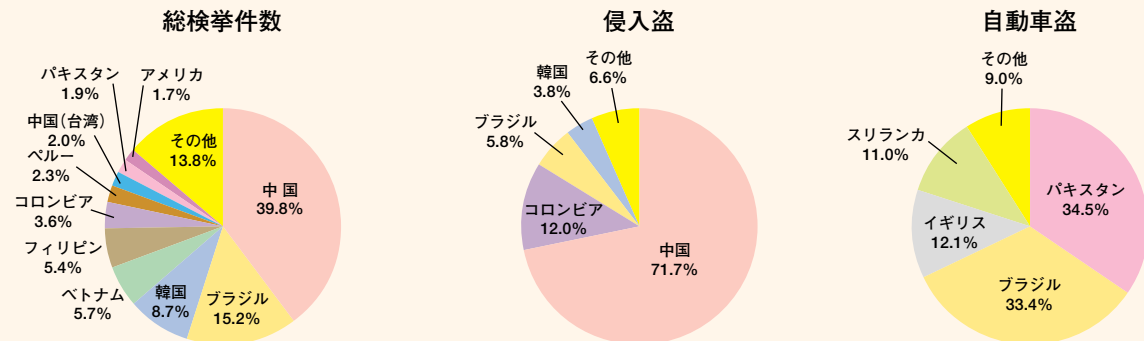
図 2-20 来日外国人刑法犯の発生地域別検挙件数の推移（平成11～20年）



(3) 国籍・地域別検挙状況

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国（台湾、香港等を除く。）が最も大きな比率を占めている。罪種別にみると、侵入盗では中国が、自動車盗ではパキスタン及びブラジルが、それぞれ大きな比率を占めている。

図 2-21 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成20年）



2

不法入国・不法滞在者対策

(1) 不法残留者、不法入国者及び不法上陸者等の状況

不法残留者の数については、警察を含む関係機関による総合的な施策により、最近5年間で48.5%減少したものの、就労目的で来日する外国人は依然として多く、不法に就労する者も少なくない。さらに、不法に就労するよりも効率的に金銭を得ることができるとして、犯罪に手を染めるようになる者も後を絶たない状況である。このため、警察では、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の規定^(注)に基づく入国警備官への被疑者の引渡しを推進しているほか、入国管理局との合同摘発を積極的に行うなど、取締りを強化している。

表 2-14 入管法の規定に基づく入国警備官への被疑者の引渡し（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
実発件数（件）		4,077	5,706	6,647	6,199	4,834

図 2-22 入管法違反の検挙状況の推移（平成16～20年）

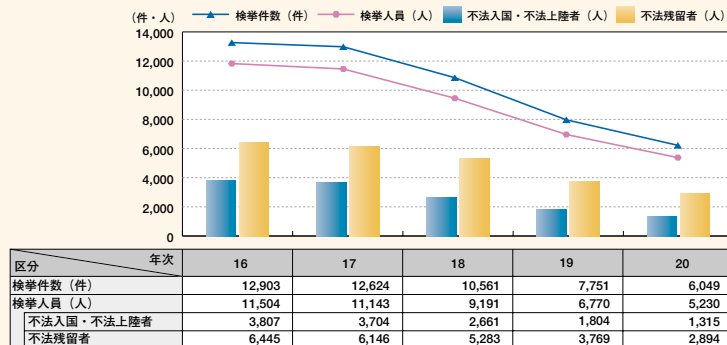
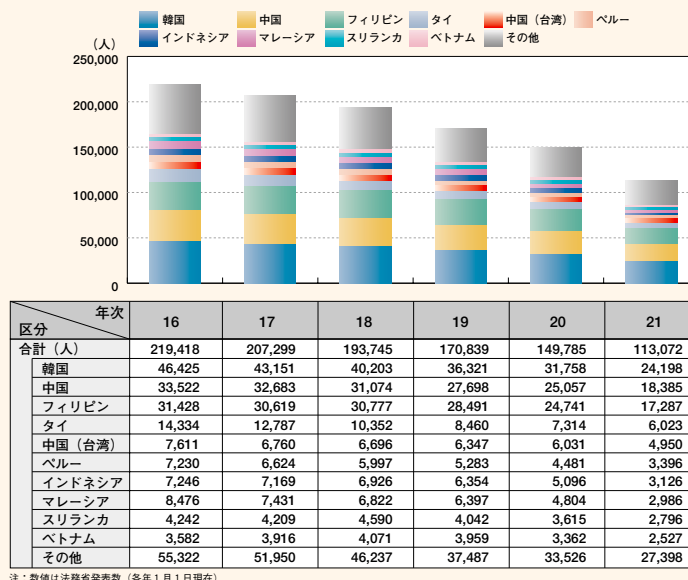


図 2-23 国籍・地域別の不法残留者数の推移（平成16～21年）

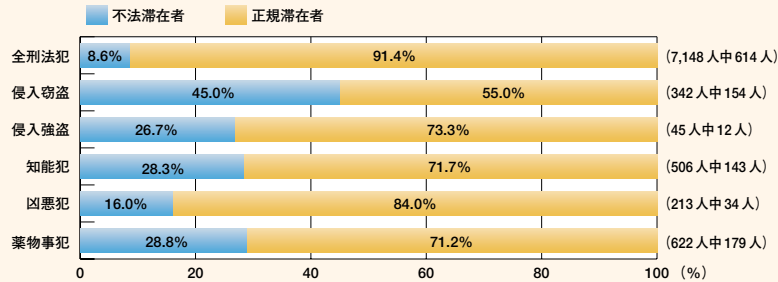


注：入管法第65条。同条では刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法入国、不法残留、不法在留、資格外活動等）に係る被疑者を逮捕した場合で、収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、被疑者を拘束したときから48時間以内に書類及び証拠物と共に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。

(2) 不法滞在者による犯罪

平成20年中の来日外国人刑法犯に占める不法滞在者^(注)の割合は8.6%であるが、罪種別にみると、侵入窃盗では45.0%、侵入強盗では26.7%となるなど、国民に強い不安感を与える身近な犯罪への不法滞在者の関与が顕著となっている。

図 2-24 来日外国人刑法犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合（平成20年）



(3) 不法入国・不法滞在を助長する犯罪の状況

最近5年間の来日外国人による偽造旅券等行使の検挙状況の推移は、表2-15のとおりである。これを国籍・地域別にみると、中国人及びフィリピン人の占める比率が高いことが分かる。この種の事案としては、日本人の配偶者を装い在留資格を不正に取得する偽装結婚事案や、不法滞在者が我が国において合法滞在を装う目的で使用する外国人登録証明書等を偽造し、販売する事案が依然として多発している。

表 2-15 偽造旅券等行使による不法入国検挙人員の推移（平成16～20年）

区分	年次				
	16	17	18	19	20
合計 (人)	1,720	1,770	1,350	1,079	804
中国	767	738	472	284	193
フィリピン	275	323	263	259	228
タイ	125	142	127	79	75
韓国	99	99	88	60	47
バングラデシュ	90	100	59	32	19
その他	364	368	341	365	242

最近5年間の雇用関係事犯検挙状況の推移は、表2-16のとおりである。この種の事案には、就労あっせん業者や雇用主がかかわっており、暴力団が関与するものもみられる。

表 2-16 外国人労働者雇用関係事犯検挙状況の推移（平成16～20年）

区分	年次									
	16		17		18		19		20	
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
合計	389	445	381	448	412	448	390	455	395	410
不法就労助長(入管法)	378	431	372	438	406	442	385	450	391	410
職業安定法	9	12	5	4	5	6	0	0	1	0
労働者派遣法 ^(注)	2	2	3	4	0	0	4	1	3	0
労働基準法	0	0	1	2	1	0	1	4	0	0

注：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

警察では、不法入国や不法滞在を助長する犯罪を根絶するため、関係機関と連携して、外国捜査機関との情報交換を積極的に行い、共同摘発や捜査協力を更に推進することとしている。

注：入管法第3条違反の不法入国者、入国審査官から上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者及び適法に入国した後在留期間を経過して残留している者等の不法残留者

3

国際犯罪組織の動向

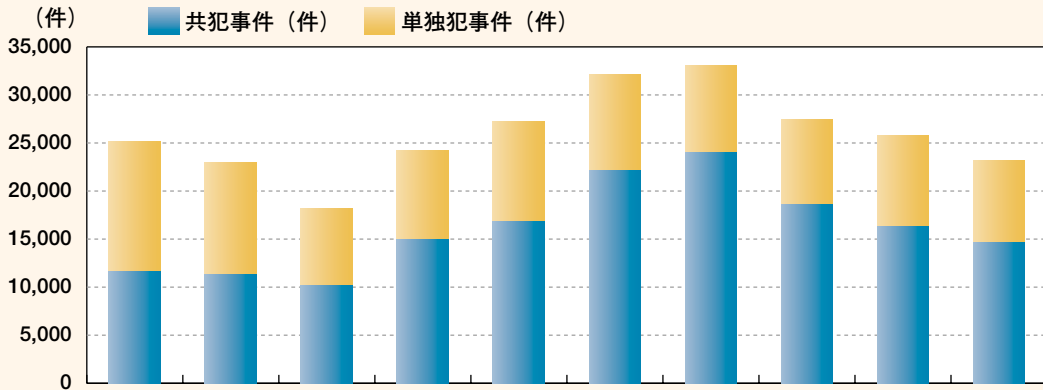
(1) 来日外国人犯罪の組織化の動向

平成20年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は63.1%と、日本人（16.3%）の約4倍に上る^(注)。

罪種別にみると、侵入盗で共犯事件の割合が極めて高く、45.7%は4人組以上によるものである。また、強盗では共犯事件の割合が37.0%であり、10.2%が4人組以上によるものである。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人犯罪の組織化の傾向がうかがわれる。

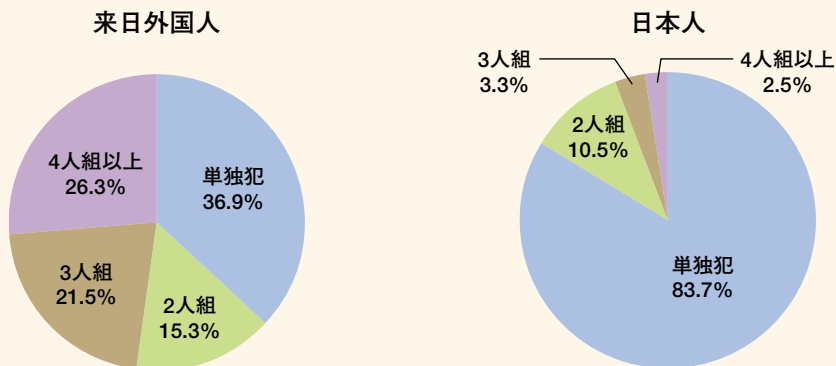
図 2-25 来日外国人刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合の推移（平成11～20年）



区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
刑法犯検挙件数 (件)		25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202
単独犯事件 (件)		13,476	11,584	8,022	9,339	10,438	9,936	9,048	8,816	9,436	8,558
共犯事件 (件)		11,659	11,363	10,177	14,919	16,820	22,151	23,989	18,637	16,294	14,644
構成比 (%)		46.4	49.5	55.9	61.5	61.7	69.0	72.6	67.9	63.3	63.1

注：構成比＝共犯事件÷刑法犯検挙件数×100

図 2-26 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成20年）



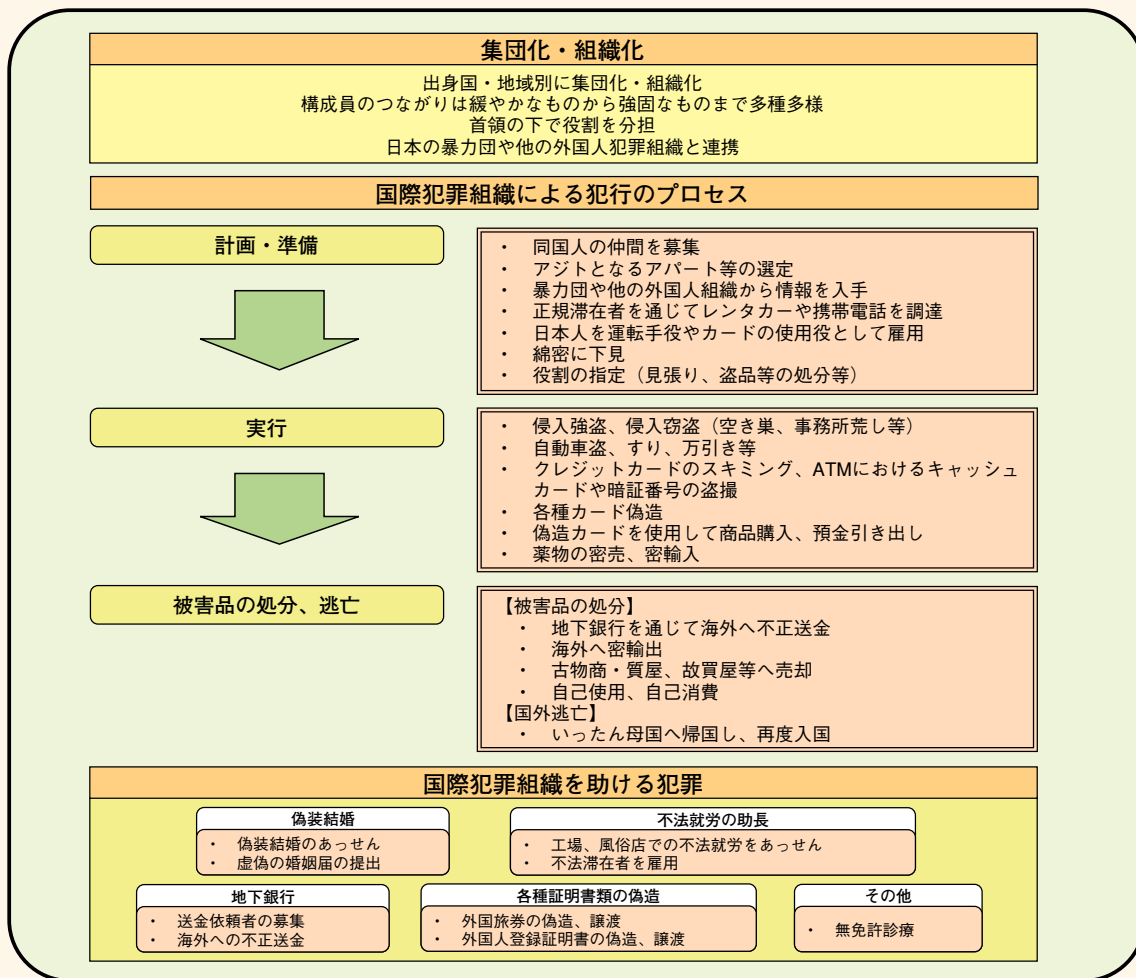
注：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

(2) 国際犯罪組織の特徴

近年、偽変造旅券を使用して入国したり、正規に入国した後不法に残留したりする不法滞在者等が、より効率的に利益を得ることなどを目的に、国籍や出身地等の別により集団化し、日本の暴力団や外国に本拠を置く国際犯罪組織と連携して、強盗、窃盗、カード犯罪等の悪質な犯罪を引き起こす事例が目立っている。例えば、中国人犯罪組織と暴力団構成員が結託し、飲食店対象の連続緊縛強盗事件を敢行したり、中古自動車業を営むバングラデシュ人及びパキスタン人が、窃取された自動車を暴力団関係者から買い取った上で正規に輸出できる自動車であると装って不正輸出していた事例がみられる。また、日系ブラジル人が、犯罪組織を形成して自動車盗、車上ねらい等の犯罪を敢行する事例もみられる。

こうした組織犯罪を容易にしているのは、来日外国人を日本国内に不法入国・不法滞在させる手段を提供したり、不法に得た財物の処分又は現金の送金を代行するなどして助ける者や組織である。この種の組織として、偽造旅券、偽造外国人登録証明書等の入手を希望する外国人に対し、これを提供することにより不法な利益を得ている国内外の偽造請負組織やブローカー集団、不法就労や犯罪で得た収益を、本人確認を行わず、安価な手数料で本人に代わって送金する地下銀行組織等がみられる。

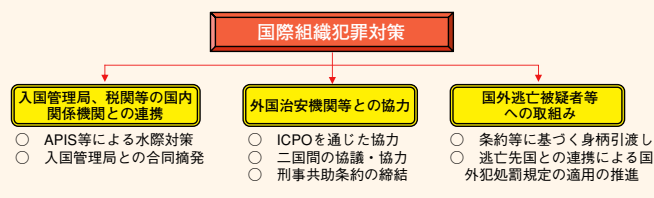
図 2-27 検挙事例にみる国際犯罪組織の特徴



4 国際組織犯罪対策

警察では、我が国の治安に大きな影響を与えている国際犯罪組織を壊滅させるため、内外の関係機関と連携しながら、多角的アプローチにより各種対策を推進している。

図 2-28 多角的アプローチによる国際組織犯罪対策



(1) 国内関係機関との連携

① 水際における取締り

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省は共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係機関^(注1)が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのできる事前旅客情報システム (APIS)^(注2)を導入した。19年2月からは、情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられた。また、同年11月からは、テロリスト等による偽変造旅券の使用や他人へのなりすましによる不法入国を防ぐため、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務付けられた。

② その他の取組み

警察では、法務省入国管理局と協力し、合法滞在を装う者やこれらを組織的に^{ほう}幫助する者等の徹底した取締りを行うため、合同で不法滞在者の摘発を実施するなどしている。

(2) 外国治安機関等との連携

日本で犯罪を敢行した被疑者が外国人である場合、住所、氏名、生年月日等を把握するためには、その者の国籍国への照会を要する場合があります。また、被疑者が海外に逃亡した場合、逃亡先国における所在確認等の捜査協力を依頼しなければならない。さらに、外国に本拠を置く国際犯罪組織については、世界の各国にわたって犯罪を敢行していることから、関係国の治安機関等との情報交換等を通じた連携が不可欠であり、警察では、次のような取組みを進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPOは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための各種国際会議の開催、国際手配書の発行等を行う、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、2008年(平成20年)末現在、187か国・地域が加盟している。各国・地域には連絡窓口として国家中央事務局 (NCB)^(注3)を置くこととされており、日本では警察庁が指定されている。

表 2-17 外国に対し捜査共助を要請した件数の推移 (平成11~20年)

区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ICPOルート (件)	494	719	774	871	817	534	485	483	458	441
外交ルート	9	13	24	15	10	14	14	30	26	39

表 2-18 外国から捜査共助を要請された件数の推移 (平成11~20年)

区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ICPOルート (件)	1,090	1,346	1,106	827	985	1,085	856	1,193	995	1,013
外交ルート	11	9	10	19	13	13	30	25	14	12

表 2-19 ICPOを通じた情報の発信・受信状況の推移 (平成11~20年)

区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総数 (件)	11,844	15,568	17,342	19,117	17,513	20,949	23,339	24,022	25,912	27,732
警察庁からの発信数	2,123	2,468	2,585	2,787	2,831	2,708	2,266	2,741	2,732	2,394
警察庁の受理数	8,846	11,815	13,215	14,132	12,903	15,539	18,107	18,011	19,151	21,172
国際手配書の受理数	875	1,285	1,542	2,198	1,779	2,702	2,966	3,270	4,029	4,166

注1：警察庁、法務省及び財務省

2：Advance Passenger Information System

3：National Central Bureau

ICPOは、加盟国・地域間の情報交換をより迅速かつ確実に進めるようにするため、盗難車両や盗難旅券、国際手配被疑者等のデータベースを事務総局で運用している。警察庁でも、日本の盗難車両、紛失・盗難旅券等に関する情報を提供している。

警察庁は、ICPOを通じて外国に対して捜査協力を要請するほか、ICPOの開催する各種会合への参加、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

② 各国治安当局との協議

警察庁では、日本との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国等の治安当局との間で開催される二国間協議に積極的に参画し、これらの国々との連携の強化に努めている。

図 2-29 二国間協議の例

- 中国…日中治安当局間協議及び警察庁と中国公安部との協議
- 韓国…日韓ICPO実務担当者会議
- ロシア…日ロ（極東連邦管区内務総局）実務者会合

③ 各国との刑事共助条約の締結交渉（209頁参照）

刑事共助条約は、国際礼譲で行われていた共助の実施を条約上の義務とすることにより、共助が一層確実に実施されることを期するとともに、共助の実施のための連絡を、外交当局間ではなく、条約において指定される中央当局間で直接行うことにより、事務処理の合理化・迅速化を図る条約である。

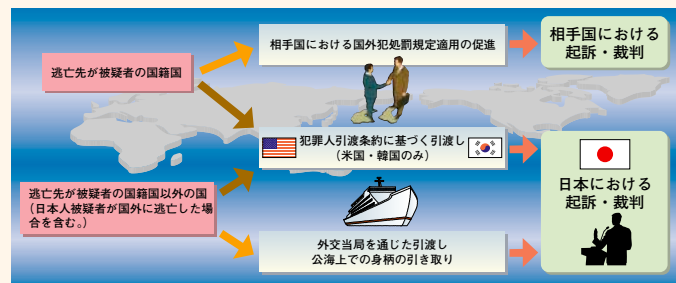
我が国は、これまで、米国、韓国及び中国との間で刑事共助条約を締結した。また、20年5月に香港との間で刑事共助協定に、21年5月にロシアとの間で刑事共助条約に署名している。

警察庁では、引き続き各国との刑事共助条約の締結交渉に参画するとともに、警察として、これら刑事共助条約を基に外国治安機関との捜査協力における連携強化を図っていくこととしている。

（3）国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者（以下「国外逃亡被疑者等」という。）の数は、依然として多い。被疑者が国外に逃亡することにより、外国捜査機関との捜査協力が必要となる場合も多く、捜査が困難になる面はあるが、警察では、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組みを進め、厳正な対処に努めている。

図 2-30 国外逃亡被疑者に対する主要な措置



被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努める一方で、被疑者が国外に逃亡した場合には、外交ルートやICPOルートにおける関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約に基づく共助の実施を通じ、被疑者の人定や所在の確認等を進めている。犯罪人の引渡しに関する条約等に基づいて被疑者の引渡しを受けたり、被疑者が逃亡先国で退去強制処分が付された場合には、その被疑者の身柄を公海上の航空機で引き取ったりするなどして確実に検挙に努めている。このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促している。

事例

韓国人の男（53）ら6人は、平成15年1月、東京都内の住宅に侵入し、日本人男性を殺害して現金等を奪い取った。犯行後、韓国に逃亡していた4人については、17年5月から20年10月にかけて、日韓犯罪人引渡条約に基づき、韓国から身柄の引渡しを受け、強盗殺人罪等で逮捕した（警視庁）。

第4節

犯罪収益対策

① 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための「運転資金」や武器の調達等のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むために、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に奪うことが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、関係機関、事業者、外国関係機関等と協力して犯罪収益対策を推進している。

（1）特定事業者の拡大と法の適切な履行を確保するための措置

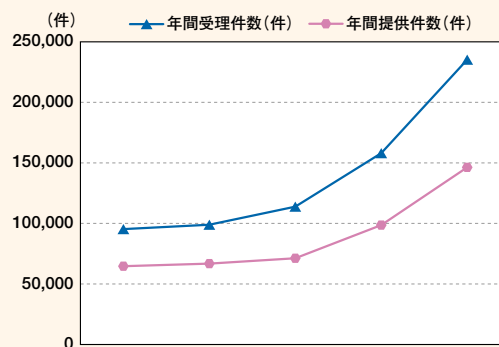
犯罪収益移転防止法が、平成20年3月1日から全面施行されたことにより、顧客等の本人確認、取引記録の作成・保存及び疑わしい取引の届出等の措置を講ずる事業者の範囲が拡大された。国家公安委員会・警察庁は、特定事業者^{（注1）}による犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するために、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした各種研修会、ウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。

（2）疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出は、一定の範囲の事業者^{（注2）}が業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に疑わしい取引の届出を義務付ける制度である。これらの事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供し、各捜査機関等においては、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用している。警察において、平成20年中に疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は175事件と、前年より76事件（76.8%）増加した。このうち、132事件は詐欺事件で、全体の75.4%を占め、マネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は9事件であった。

また、国家公安委員会・警察庁は、届け出られた情報を総合的に分析し、各捜査機関等と緊密に連携しつつ、暴力団等の反社会的勢力の関係する資金の動きの把握に努めているほか、海外送金に関する情報等について、外国のFIU^{（注3）}と情報交換を行い、国際的な犯罪収益の移転経路の解明に努めている。

図 2-31 疑わしい取引の届出状況
（平成16～20年）



区分	16	17	18	19	20
年間受理件数(件)	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260
年間提供件数	64,675	66,812	71,241	98,629	146,330

注1：年間受理件数とは、平成16年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合算である。
注2：年間提供件数とは、平成16年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合算である。

注1：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

2：金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者

3：Financial Intelligence Unitの略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。日本のFIUは、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）と呼ばれ、国家公安委員会・警察庁が担当している。

② マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

平成20年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反で173件（前年比4件（2.3%）減少）、麻薬特例法違反で12件（前年比5件（71.4%）増加）であり、暴力団構成員等によるものが、組織的犯罪処罰法違反で36.4%、麻薬特例法違反で41.7%を占めている。

20年中における暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては、ヤミ金融事犯が26件、詐欺が11件、賭博が9件となっているが、その他にも、わいせつ物頒布等事犯、薬事法違反、著作権法違反等と多様であり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリング行為を行っている実態がうかがわれる。

また、20年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯のうち、8件が来日外国人によるものであった。

表 2-20 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（平成16～20年）

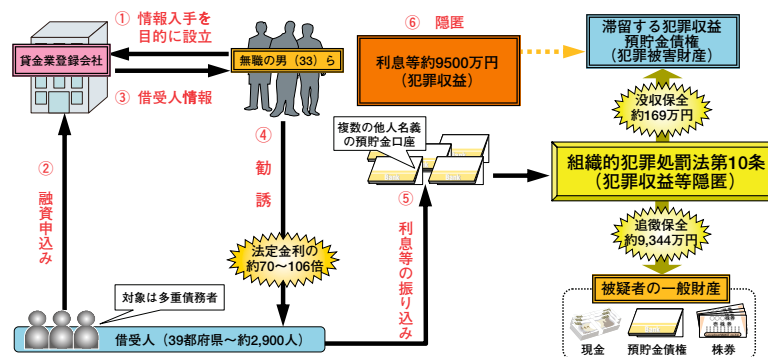
区分	年次	16	17	18	19	20
組織的犯罪処罰法（件）		65(40)	107(48)	134(53)	177(60)	173(63)
	法人等経営支配（第9条）	0	0	1(0)	0	1(1)
	犯罪収益等隠匿（第10条）	50(29)	65(21)	91(18)	137(35)	134(41)
	犯罪収益等收受（第11条）	15(11)	42(27)	42(35)	40(25)	38(21)
麻薬特例法（件）		5(3)	5(4)	10(5)	7(5)	12(5)
	薬物犯罪収益等隠匿（第6条）	5(3)	3(2)	5(3)	5(4)	10(4)
	薬物犯罪収益等收受（第7条）	0	2(2)	5(2)	2(1)	2(1)

注：（ ）内は、暴力団構成員等によるものを示す（警察庁把握分）。

事例

無職の男（33）らは、多重債務者等の顧客情報の収集を目的として貸金業の登録を受けた会社を設立し、同社において入手した情報を基に、無登録貸金業を営み、約2,900人に約1億4,200万円を貸し付け、19年1月から20年6月にかけて、法定金利の約70倍から約106倍の利息等約9,500万円を同男らの管理する複数の他人名義の預貯金口座に振り込ませて隠匿した。同年8月、3人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

また、他人名義の預貯金口座に滞留する犯罪収益である預貯金債権（犯罪被害財産）約169万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出されるとともに、同男らが保有する株券、預貯金債権、現金等約9,344万円に対して、同法に基づく追徴保全命令が発出された（福岡）。



注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となる犯罪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これをはく奪することが重要である。犯罪収益の没収・追徴は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、表2-21のとおりである。

表 2-21 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況（平成15～19年）

	年次	没 収		追 徴		合 計	
		人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
組織的犯罪処罰法	15	8	4,278	20	144,397	28	148,675
	16	15	69,804	22	504,806	37	574,610
	17	18	70,138	54	816,175	72	886,313
	18	27	154,723	75	3,408,638	102	3,563,362
	19	29	104,088	67	785,038	96	889,126
麻薬特例法	15	47	36,539	304	1,541,756	351	1,578,295
	16	75	583,372	329	3,270,608	404	3,853,980
	17	39	64,332	316	3,513,785	355	3,578,117
	18	62	133,441	373	2,372,788	435	2,506,229
	19	53	207,411	285	2,216,634	338	2,424,045

注1：平成20年版犯罪白書による。
 2：金額は、千円未満切り捨てである。
 3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、すべての人員及び金額の合算である。
 4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成20年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博、ヤミ金融事犯、わいせつ物頒布等事犯、労働者派遣法違反、薬事法違反等に関して44件（前年比23件（109.5%）増加）発出され、麻薬特例法で7件（前年比3件（75.0%）増加）発出されている。

なお、組織的犯罪処罰法では、振り込め詐欺（恐喝）やヤミ金融事犯等により犯人が得た犯罪被害財産についても没収・追徴が可能となっており、20年中は、犯罪被害財産に関して3件の起訴前の没収保全命令の発出を得た。

表 2-22 起訴前の没収保全命令の発出状況（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
組織的犯罪処罰法（件）		7 (5)	8 (0)	9 (3)	21 (7)	44 (21)
麻薬特例法		5 (2)	8 (5)	3 (2)	4 (3)	7 (5)

注：（ ）内は、暴力団構成員等に係るものを示す（警察庁把握分）。

4 国際連携

経済・金融サービスのグローバル化により、マネー・ローンダリングやテロ資金供与も国境を越えて取行されるようになってきている。これらの行為を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう各国が連携して、対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、金融活動作業部会（FATF）^{（注1）}、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）^{（注2）}、エグモント・グループ^{（注3）}等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁も、これらの活動に積極的に参画している。

（1）FATFの活動内容と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成21年6月1日現在、我が国を含む32の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、それぞれ「40の勧告」、「9の特別勧告」として発出している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても、20年に3回目の審査が実施された。

警察庁では、従来から、FATFの活動に積極的に参画しており、同年においても、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策のための新たな枠組みづくりに向けた議論に参加したほか、相互審査における審査官として職員を派遣した。

（2）APGの活動内容と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、平成21年6月1日現在、我が国を含む39の国・地域が参加している。警察庁では、FATF同様、APGの活動にも積極的に参画しており、20年においても、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合等に職員を派遣した。

（3）外国FIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの密接な連携の下、保有情報を交換することが必要である。国家公安委員会・警察庁では、各国FIU間における専門知識に関する協力等を目的とした国際機関であるエグモント・グループに加盟して、情報交換を行っている。

また、国家公安委員会・警察庁では、平成20年中、新たに5か国のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定し、これにより、20年12月末現在、合計17の国・地域との間で情報交換のための枠組みを設定している。



韓国FIUとの情報交換枠組みの設定

注1：Financial Action Task Force on Money Laundering

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering

3：平成21年6月1日現在、我が国を含む116の国・地域のFIUが加盟している。